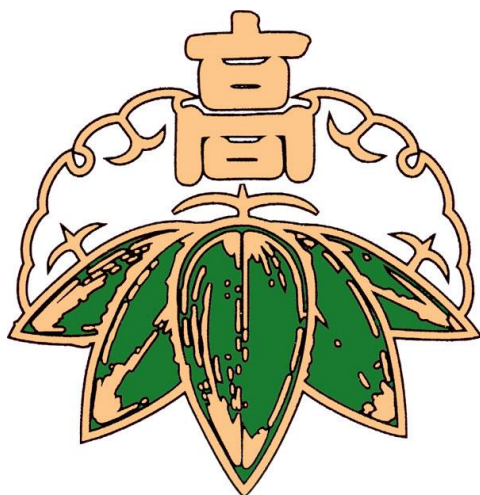


いじめ防止基本方針



北海道札幌啓成高等学校

令和元年4月

1 学校いじめ防止基本方針

いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号平成25年6月28日公布）
第13条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

今回の公布された法を受けて、生徒一人一人の人権尊重の精神を貫き、「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を生徒に徹底させるとともに、教職員自らそのことを自覚し、生徒に「いじめに向かわせない態度や能力」を育成する。保護者や地域に説明責任を果たしながら、学校全体として組織的な対応を行うため、本校における基本方針を定めるものとする。

2 いじめ防止の基本的な考え方

(1) いじめ防止委員会の設置

校長、副校長、教頭、生徒指導部長、学年主任、養護教諭、関係教諭、スクールカウンセラー、いじめ問題対策チーム、外部専門家ほか

(2) 関係機関等との連携

(3) いじめの早期発見と早期対応

ア 定期的なアンケート調査の実施

イ 重大事態への迅速かつ適切な対応

(4) 教育相談体制の充実

ア いじめ相談・通報窓口の設置

イ 相談体制の構築を図る工夫並びに指導内容のプログラム化

ウ 情報の共有

(5) 校内研修の充実

いじめへの対応に係る教職員の資質・能力の向上を図る取組

3 いじめ防止の具体の取組

いじめ問題への対応では、いじめに向かわせない態度・能力の育成等、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり等の予防的な取組が体系的・計画的に求められる。未然防止の基本となるのは、生徒が周囲の友人や教職員と信頼できる関係のもと、安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加、活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行っていくことである。

(1) 学業指導の充実

ア 規範意識、帰属意識を互いに高め合える集団の形成

イ コミュニケーション能力を育み、自信を持たせ、一人一人の特性・能力に配慮した授業実践

(2) 特別活動、道徳活動の充実

ア ホームルーム活動における望ましい人間関係づくりの活動

イ ボランティア活動の充実

(3) 教育相談の充実

面談の定期的実施

(4) 人権教育の充実

ア 人権意識の高揚を目的とした講演会等の開催

イ 人権に関わる研修会への参加、校内研修会の実施

- (5) 情報教育の充実
 - 教科「情報」におけるモラル教育の充実
- (6) 保護者・地域との連携
 - ア いじめ防止対策推進法、学校いじめ防止基本方針等に関する説明、広報活動の活発化
 - イ 学校公開（授業・部活動等の見学）の実施
- (7) 情報の共有化
 - ア 報告経路の明示及び「ハウレンソウ体制」の確立
 - イ 職員会議等での情報の共有
 - ウ 要配慮生徒の実態把握
 - エ 進級時の引き継ぎ（担任・学年主任）
- (8) 「いじめは人間として絶対に許されない」という雰囲気醸成
 - 全校集会やホームルーム活動で校長や教職員がいじめの問題に触れ、学校の方針を生徒に伝える。また、ホームルーム活動・生徒会活動等の特別活動において、生徒が自らいじめの問題について考え議論する活動や、いじめの撲滅や命の大切さを呼びかける活動等、生徒の主体的な活動を推進する。

4 いじめの早期発見・早期対策

いじめ問題を解決するために最も重要なポイントは、早期発見・早期対応である。生徒の言動に細心の注意を払うとともに、何らかのいじめサインを見逃すことなく発見し、早期に対応することが重要である。

- (1) 生徒のサインを見逃さない
 - ア いじめられている生徒のサイン
 - いじめられている生徒は自分から言い出せないことが多いため、多くの教員の目で多くの場面で生徒を観察し、小さなサインを見逃さないことが大切である。
 - イ いじている生徒のサイン
 - いじている生徒がいることに気が付いたら、積極的に生徒の中に入り、コミュニケーションを取りながら、状況を把握し適切に対処する。
 - ウ 教室や家庭からのサイン
 - (7) 教室内がいじめの場所となることが多いため、教員が教室にいる時間を増やしたり、休み時間に廊下を通る際に注意を払ったりするなど、サインを見逃さないようにする。
 - (4) 家庭からのサインは、生徒の動向を振り返り、確認することでいじめを発見しやすい。少しでもサインが見られたら、学校との連携を図るよう保護者に伝えておく。
- (2) 定期的なアンケート調査の実施
- (3) 定期的な教育相談の実施

5 いじめ発見時の対応

いじめ行為を直接発見した場合は、その行為をすぐに止めさせるとともに、いじめられている生徒や通報した生徒の安全を確保する。緊急時における組織的な対応を心がけ事実確認を速やかに行う。これらの対応については、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との協力の下に取り組む。

- (1) 生徒への対応
 - ア いじめられている生徒の苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くとともに、全力で守り抜くという「いじめられている生徒の立場」で継続的に支援することが重要である。
 - (7) 安全、安心の確保
 - (4) 心のケアの充実
 - (7) 今後の対策について、共に考える
 - (エ) 活動の場等を設定し、認め、励ます

(ホ) 温かい人間関係の構築

イ いじめている生徒に対しては、いじめは決して許されないという毅然とした態度で、いじめている生徒の内面を理解し、他人の痛みを知ることができるような指導を根気強く丁寧に行う。

(ア) いじめの事実確認

(イ) いじめの背景や要因の理解

(ウ) いじめられている生徒の苦痛に気付かせる

(エ) 今後の生き方を考えさせる

(オ) 必要により懲戒を加える。

(2) まわりの関係集団への対応

被害・加害生徒だけでなく、まわりにおいて見て見ぬふりをしたり、止めようとしなかったりしたりした集団に対して、自分たちでいじめ問題を解決する方法を考えさせ、集団の課題解決力を高める。

ア 自分の問題として捉えさせる。

イ 望ましい人間関係の構築を考えさせる。

ウ 自己有用感が味わえる集団づくりを促進する。

(3) 保護者への対応

ア いじめられている生徒の保護者から相談された場合、複数の教員で対応し、学校は全力を尽くすという決意を伝え、安心感・信頼を与えられるようにする。

(ア) じっくりと話を聞き、保護者の要望・意向を受け止め整理する。

(イ) 苦痛に対して本気になって精一杯の理解を示す。

(ウ) 親子のコミュニケーションを大切にするなどの具体的な解決策を共に考え協力を求める。

イ いじめている生徒の保護者に対して、事実を把握したら速やかに面談を行い、丁寧に説明し状況の理解に努める。

(ア) いじめは誰にでも起こる可能性があり、生徒や保護者の心情に配慮しながら、学校の指導について理解・協力を求める

(イ) いじめられた生徒との人間関係を修復していくことを目的として、学校と連携を密に適切な対応に努める。

ウ 保護者同士が対立するなどの場合は、必要に応じて教員が間に入り関係調整を行う。

(ア) 双方の和解を急がず、相手や学校に対する不信等の思いを丁寧に聞き入れ、寄り添う姿勢で臨む。

(イ) 管理職が率先して対応することが有効な手段となることもある。

(ウ) 教育委員会や関係機関と連携し解決を目指す。

(4) 関係機関との連携

ア いじめは学校だけの解決が困難な場合もあり、情報の交換だけでなく、関係機関と連携して、一体的な対応することが重要である。

(ア) 教育委員会（石狩教育局）との連携

a 関係生徒への支援・指導、保護者への対応の仕方

b 関係機関の紹介・調整

(イ) 警察との連携

a 心身や財産に重大な被害が疑われる場合

b 犯罪等の違法行為がある場合

(ウ) 福祉関係機関との連携

a 家庭の養育に関する指導・助言

b 家庭での生徒の生活、環境の状況把握

(エ) 医療機関等との連携

a 精神保健に関する相談（カウンセリング）

b 精神症状についての診断・治療、指導・助言

6 ネットいじめへの対応

ネットいじめとは、文字や画像を使い、特定の生徒の誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板等に送信したりする。また、特定の生徒になりすまし社会的信用をおとしめる行為や掲示板等に特定の生徒の個人情報を掲載するなどといった犯罪行為のことである。

(1) ネットいじめの予防

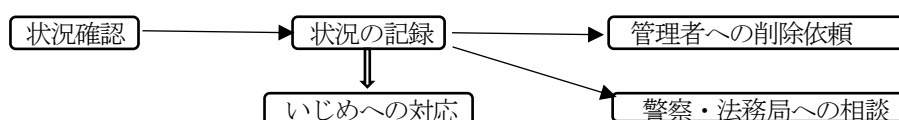
- ア 保護者への啓発
 - (ア) フィルタリングの設定
 - (イ) 保護者の見守り・指導
- イ 情報教育の充実
 - 教科「情報」における情報モラル教育の充実
- ウ ネット社会についての講話（防犯）の実施

(2) ネットいじめへの対処

ネットいじめの把握

- ア 被害者からの訴え
- イ 閲覧者からの情報
- ウ ネットパトロール

(3) 不当な書き込みへの対処



7 重大事態への対応

重大事態とは、いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める場合や、生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める場合などである。

(1) 具体的な重大事態

- ア 生徒が自殺を企画した場合
- イ 精神性の疾患を発症した場合
- ウ 身体に重大な障害を負った場合
- エ 高額の商品を奪い取られた場合
- オ 年間の欠席が30日程度以上の場合
- カ 連続して欠席した場合（状況により判断）

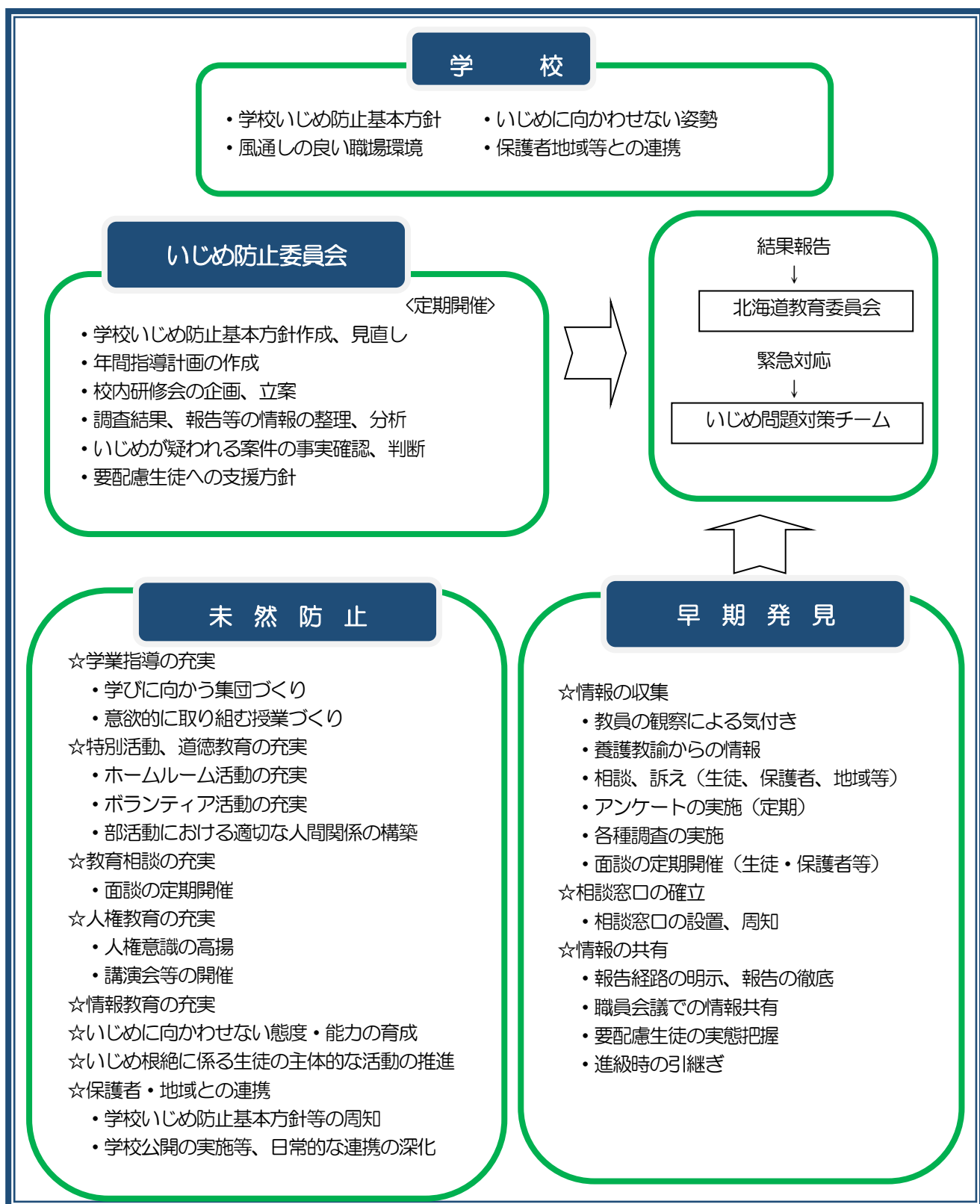
(2) 重大事態時の報告・調査協力

- ア 学校が重大事態と判断した場合、北海道教育委員会（石狩教育局高校班）へ速やかに報告し、いじめ問題対策チームとも連携しながら、指示・指導を受ける。
- イ 北海道が設置する重大事態調査のための組織に協力する。

8 いじめの解消について

いじめは、「謝罪」をもってのみで解消とするのではなく、①いじめに係る行為が止んでおり、②被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと、が最低条件である。解消の見極めについては、校内組織だけでなく、必要に応じて外部組織等とも連携し、集団で判断する。

日常の指導体制（未然防止・早期発見）



緊急時（いじめ等）の組織対応

